

高知県警察本部訓令第24号

警察本部
警察署

高知県警察探偵業事務取扱規程を次のように定める。

平成19年6月1日

高知県警察本部長 鈴木 基久

高知県警察探偵業事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）並びに部課長及び署長事務専決規程（昭和42年12月本部訓令第25号）による署長の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(探偵業の開始の届出)

第2条 署長は、法第4条第1項の規定による探偵業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出書及び添付書類の記載内容について審査をした後受理するものとする。この場合において、署長は、届出者に対して速やかに届出を受理した旨及び届出者が法第12条第2項の規定による標識を作成するに当たり必要となる事項を口頭により通知し、通知状況を記録するとともに、別記第1号様式の探偵業届出台帳（以下「届出台帳」という。）を作成するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受理した場合において、届出に係る営業所が主たる営業所であるときは別記第2号様式の探偵業開始届出に対する調査書（以下「調査書」という。）の各事項について、その他の営業所であるときは営業所設置の事実の有無について、調査するものとする。

3 前項の調査の結果、支障がないと認めたときは、当該届出書副本（添付書類を含む。以下同じ。）の余白に処理結果を記載し、調査書及び届出台帳の副本（以下「関係書類」という。）を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。また、法第3条各号のいずれかに該当し、又は法第5条の規定に違反するものであると認めたときは、当該届出書副本に関係書類を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

(廃止の届出)

第3条 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業廃止届出書を受理したときは、保管の届出台帳を整理するとともに、当該届出書副本を送付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第4条 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業変更届出書の提出を受けたときは、当該届出書及び添付書類の記載内容について審査をした後受理し、届出者に対して受理した旨を口頭により通知するとともに、保管の届出台帳を整理するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受理したときは、調査書のうち変更に係る事項を調査するものとする。

3 前項の調査の結果、支障がないと認めたときは、当該届出書副本の余白に処理結果を記載して本部長に報告しなければならない。また、法第3条各号のいずれかに該当し、又は法第5条に違反するものであると認めたときは、当該届出書副本に係る書類を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

(立入検査等)

第5条 署長は、法第13条の規定により探偵業者に対して報告若しくは資料の提出を要求し、又は営業所に対する立入検査（以下「立入検査等」という。）を実施したときは、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、当該営業所が他の公安委員会の管轄区域にある場合にあっては、立入検査等の事前に本部長に報告しなければならない。

2 署において立入検査等を行う者は、生活安全部門を担当する職員のうちから署長が指定する者で、法第13条第2項の規定による身分を示す証明書の交付を受けたものとする。

3 立入検査等の実施に当たっては、探偵業者の営業の自由を妨げることのないよう留意するとともに、特に秘密の保持に努めなければならない。

(指示の上申)

第6条 署長は、法第14条の規定により探偵業者に対して指示を行う必要があると認めるときは、別記第3号様式の探偵業指示上申書に疎明資料を添え、本部長を経て公安委員会に上申するものとする。

(営業の停止等の上申)

第7条 署長は、法第15条の規定により営業の停止又は営業の廃止を命ずる必要があると認めるときは、別記第4号様式の探偵業行政処分上申書に疎明資料を添え、本部長を経て公安委員会に上申するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成31年2月19日から施行する。

附 則（令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年3月30日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日高知県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。